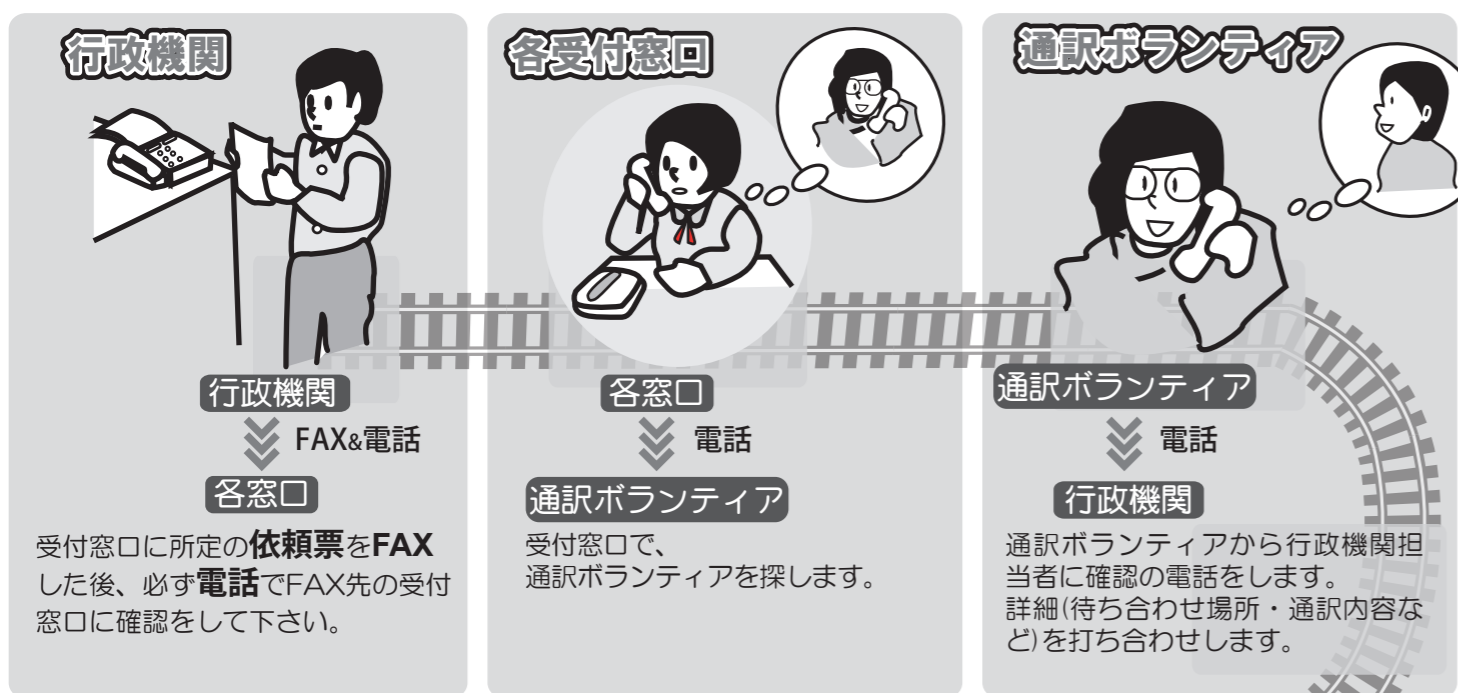


通訳ボランティアの派遣依頼方法



☆以下の派遣先は、行政通訳(専門)となります☆

児童相談所・地域療育センター・福祉保健センター生活保護窓口・市民相談室・区役所特別相談(広報相談係)・特別支援教育総合センター・障害者更生相談所



受付窓口は、YOKEのみです。
(045-664-4665)

○事前に、通訳ボランティアと行政担当者の打合せが必要になります。

横浜市通訳ボランティア派遣制度

横浜市内の区役所・市立学校・市立福祉施設などで、外国人住民が手続きなどを行う時に、登録している市民ボランティアを派遣して通訳を行う制度です。

お願い

派遣費用には限りがあり、また、言語によっては、通訳者も不足しています。本当に通訳を必要としている人に通訳を派遣できるよう、軽易な通訳は、YOKE情報・相談コーナー(TEL222-1209 平日10:00-11:30、12:30-16:30英語、中国語、スペイン語)の電話による通訳の活用などもご検討ください。

★派遣対象となる場所

- 【学校通訳】・・・横浜市立の小・中学校
- 【行政通訳(一般)】横浜市役所、区役所・福祉保健センター、横浜市立高校・特別支援学校、横浜市が設置主体の福祉施設、保育園(認可保育所)など
- 【行政通訳(専門)】
・・・児童相談所、地域療育センター、福祉保健センター生活保護窓口、市民相談室、区役所特別相談(広報相談係)、特別支援教育総合センター、障害者更生相談所

★通訳できる内容

区役所での諸手続き、学校での個人面談・家庭訪問、福祉施設への入所手続きなど

★派遣時間

原則として月～金(祝日除く)8時45分から17時15分までの2時間以内
*通訳が入ると説明時間は通常の2倍かかります。余裕をもって依頼してください。

★費用

不要です。通訳のボランティアの方には、交通費相当分または謝金が、市教育委員会又は(財)横浜市国際交流協会から支給されます。

ご注意ください!

1. 次のような通訳は対象外となります

- 医療行為、授業補助など、専門性が要求されるような通訳
- イベント(入学式/運動会など)、パーティなどでの通訳

2. 翻訳は受け付けていません

3. 通訳ボランティアを指名することはできません

4. 通訳ボランティアの個人情報(電話番号など)はお伝えできません

5. 市民通訳ボランティアは、ボランティア活動であり、プロの通訳ではありません。万一、通訳内容に関してトラブルが生じても、ボランティア及び(財)横浜市国際交流協会は、責任を負うことはできません。通訳内容については、依頼者(行政機関)が責任を持って依頼して下さい。